

ペダル踏み間違い急発進等抑制装置の設置費用を助成します

問い合わせ 市民サービスグループ (☎05 2 1 3 9)



高齢運転者のブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故防止のため、後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の購入設置費の一部を助成します。利用者は抽選で決定します。

対象 次の全てに該当する方

- ①令和5年3月31日(金)時点で満65歳以上の方
- ②申請日時点で市内に住所を有している方
- ③車検証に表記している使用者である方
- ④有効期限内の自動車運転免許証を保有している方
- ⑤自動車税と市税を滞納していない方
- ⑥以前にこの補助金を受けていない方
- ⑦2回のアンケート調査に回答できる方

対象となる自動車

- ①車検証に『自家用』と記載されているもの
- ②車検証の『使用の本拠の位置』が市内であるもの
- ③後付けの急発進等抑制装置を設置することが可能なもの

補助額 購入設置費の5分の4 (100円未満切り捨て)

上限額 15,000円 (センサー付きは30,000円)

申込方法 8月31日(木)までに申し込みフォームまたは市公式ウェブサイトに掲載、市役所、各支所、市民会館、市立図書館、アーニス、しんた21、市民活動センター、鉄南ふれあいセンターに備え付けの申込書に必要事項を記入の上、郵送または持参で市民サービスグループ (〒059-8701中央町6丁目11・当日消印有効)



▲市公式ウェブサイト



▲申し込みフォーム

医療費助成制度のお知らせ

問い合わせ
年金・長寿医療グループ (☎05 2 1 3 7)



医療費助成制度は、医療費の自己負担を軽減する制度です。

助成要件に該当する方には受給者証を交付しますので、年金・長寿医療グループまたは各支所で申請してください。

なお、すでに受給者証の交付を受けている方で、8月以降も受給資格がある場合は、新たな受給者証を郵送しています。届いていない場合には問い合わせください。

受給者証の利用について

- 入院のときは、受給者証、健康保険証、加入している健康保険が発行する『限度額適用認定証』を病院に提出してください。
- 学校や保育所などで負傷し、日本スポーツ振興センターの災害給付が適用される場合は、医療費助成制度を利用できませんので、ご注意ください。

	① 重度心身障害者医療費助成制度	② ひとり親家庭等医療費助成制度	③ 子ども医療費助成制度
助成要件を満たす方	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に住民登録があり健康保険に加入していること ○主たる生計維持者の所得が制限額以内であること ○次のいずれかの障がいがあること <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けており、『身体障害者障害程度等級表』の1級、2級または3級の内部障害(心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障がいのみ)に該当する方 ・知的障がいがあり、A判定の療育手帳の交付を受けている方、またはIQが50以下と判定(診断)された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がい等級の1級に該当する方 ※65歳以上の方は、後期高齢者医療制度への加入が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に住民登録があり健康保険に加入していること ○主たる生計維持者の所得が制限額以内であること ○次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭などで20歳未満の子どもを扶養または監護している保護者 ・上記に該当する保護者に扶養・監護されている20歳未満の子ども、または両親の死亡などにより他の家庭に扶養されている20歳未満の子ども 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に住民登録があり健康保険に加入していること ○主たる生計維持者(保護者)の所得が制限額以内であること ○中学生以下であること(中学生の助成は非課税世帯のみ対象)
自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満または住民税非課税世帯…初診時の一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復 270円)のみ ○上記以外…1割負担 ※精神障がいのある方の入院は対象になりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満または住民税非課税世帯…初診時の一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復 270円)のみ ○上記以外…1割負担 ※保護者は入院と指定訪問看護にかかる医療費のみ助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満または住民税非課税世帯…初診時の一部負担金(医科580円、歯科510円)のみ ○上記以外…1割負担 ※課税世帯の小学生は入院と指定訪問看護にかかる医療費のみ助成。
額	<ul style="list-style-type: none"> ○上限額について 通院は月額18,000円(年額144,000円)、入院は月額57,600円(多数回該当の場合44,400円)です。 ○指定訪問看護について 1割負担(上限額は、非課税世帯が月額8,000円、課税世帯は月額18,000円(年額144,000円))です。 		

※手続きには、健康保険証、主たる生計維持者や対象者の所得課税証明書(公簿確認できる場合は不要)が必要です。(このほかに①は障がいの程度がわかる手帳または判定(診断)書、②は戸籍全部事項証明書が必要です。)